

(8) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

①会計基準等の改正に伴う変更

1. 役員賞与に関する会計基準

当年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 2005年11月29日）を適用しております。上記会計基準の適用に伴う、営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。また、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 2005年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 2005年12月9日）を適用しております。

上記会計基準および会計基準等の適用指針を適用する以前の資本の部の合計に相当する金額は、969,396百万円であります。

②営業費用の配賦方法の変更

当年度より営業費用の配賦方法を変更しております。詳細は12ページを参照して下さい。